

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グローバル化する経営環境の中で、健全な企業活動を通じて継続的に企業価値を向上させていくことが、お客様、取引先、株主等ステークホルダーの利益に適うものであると認識しております。
そのため、経営の効率性と透明性の確保、業務執行の監督機能の強化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の構築・改善に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹内エムアンドティ株式会社	900,000	4.65
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	576,000	2.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	505,920	2.61
関西チューブ株式会社	485,000	2.50
由利 和久	450,276	2.32
共同印刷株式会社	432,900	2.23
株式会社アルミネ	391,000	2.02
村永 八千代	383,076	1.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	304,800	1.57
竹内 正明	253,000	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮本 康廣	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本 康廣	○	——	同氏は、他の会社で経営に関与された経験があり、その実績・見識により、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。 同氏は当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現在のコーポレート・ガバナンス体制の概要）に記載のとおりとなります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川 剛	弁護士													
豊島 絵	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 剛	○	桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー 株式会社メディアフラッグ 社外監査役	弁護士としての豊富な専門知識・経験があり、当社の業務執行の適法性確保に有用な人材であるため選任しております。 桜田通り総合法律事務所および株式会社メディアフラッグと当社との間には重要な取引関係はありません。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
豊島 絵	○	TM総合会計事務所 代表 株式会社TMS 代表取締役 上海豊矩管理諮詢有限公司 董事長	公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、当社の業務執行の監督等に有用な人材であるため選任しております。 TM総合会計事務所、株式会社TMSおよび上海豊矩管理諮詢有限公司と当社との間には重要な取引関係はありません。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

平成23年2月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を取締役（社外取締役を除く）、執行役員、従業員の一部に割当てましたが、平成24年11月9日に保有者全員より権利放棄されております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

--	--

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役を支払った報酬 115百万円(うち社外取締役を支払った報酬等 2百万円)
監査役を支払った報酬 14百万円(うち社外監査役を支払った報酬等 6百万円)
(注)

- 1 株主総会決議による報酬限度額(年額)は次のとおりであります。
取締役 300,000千円(平成 9年2月24日 定時株主総会決議)
監査役 40,000千円(平成15年2月25日 定時株主総会決議)
なお、当該報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。
- 2 第40期事業年度末日現在の取締役は6名、監査役は3名であります。
- 3 上記には、平成27年2月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額(年額)の範囲内において、取締役会で承認された方法により、各取締役の職務の執行状況・貢献度・会社の業績等を勘案して決定しております。
監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額(年額)の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および監査役には、総務部が窓口として対応しております。取締役会の議題を事前に連絡しており、重要案件については必要に応じて個別に事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

コーポレート・ガバナンス体制の概要

(取締役、取締役会、および執行役員)
・取締役6名(うち社外取締役1名)から成る取締役会を設置しております。取締役会は、原則月1回開催し、経営方針をはじめ法令・定款・取締役会規定に定められた事項や経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
・取締役会運営の機動性確保の観点から、取締役会の書面決議を可能とする定款変更を行っております。また、平成15年2月の定時株主総会の承認決議では、取締役の任期中における責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。
・経営の意思決定機能と業務執行機能を分離して役割と責任を明確化し、それぞれの機能を強化するため、平成22年2月24日の取締役会の決議により執行役員制度を導入しております。

(経営会議)
・経営会議を原則週1回開催しております。取締役会決議事項、その他経営上の重要事項等について審議・決定するとともに、各部門から報告を受けております。

(監査役、監査役会、および内部監査体制)
・監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む監査役3名から成る監査役会を設置しております。各監査役は、監査役会で決定した監査方針および監査計画に基づいて監査を行っております。また、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席し、取締役または使用人から職務の執行状況の報告・説明を受けるとともに、それぞれの知見に基づいた提言を行っております。原則月1回開催される監査役会では、これらの情報の共有化、および経営の執行状況についての意見交換を行っており、取締役の職務について、法令・定款に適合しているか、善管注意義務・忠実義務違反がないかなどを監査しております。
・内部監査は、内部監査室が、監査計画に基づいて、独立した立場から当社およびグループ各社の法令遵守状況、不正・不祥事の有無、リスク管理体制の整備運用状況および内部統制システムの有効性・適正性について監査を実施し改善提案等を行っております。
・監査役と会計監査人とは、会計監査にかかるプロセス、監査上重要な会計項目、財務諸表の監査結果、内部統制の整備・運用状況等について報告を受け、また意見交換を実施しております。また、常勤監査役と内部監査室とは監査業務において常に連携をとっており、常勤監査役は必要に応じて内部監査に同行しております。このように、監査役・会計監査人・内部監査室の三者間の連携体制ができており、適切に機能しております。

(会計監査)
・会計監査については、東陽監査法人と監査契約を締結しております。
・会計監査人は、会社法監査、金融商品取引法監査を実施しております。
・第40期は、東陽監査法人に所属する公認会計士の鈴木裕子氏、原口隆志氏、菊地康夫氏が会計監査業務を執行しました。いずれも継続監査年数は7年を超えておりません。
なお、会計監査業務にかかる補助者は公認会計士およびその他計16名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、取締役会が取締役の職務の執行を監督し、監査役会が取締役の職務の執行を監査するという体制をとっております。また、取締役のうち1名、監査役のうち2名はともに独立性の高い社外取締役、社外監査役を選任しており、客観的・中立的意見を経営に反映する仕組みを構築しております。この企業統治体制により意思決定の透明性が確保され、経営監督機能が十分に働いていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じての議決権の行使が可能となっております。議決権行使の期間は、当社で常時議決権行使の状況が確認できる体制となっております。
その他	当社は11月決算ということもあり、株主総会に出席しやすい状況にあります。個人株主の株主総会への出席も比較的容易で、議決権行使状況も円滑です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.altech.co.jp)にIR専用ページを設け、決算短信、事業報告書、四半期報告書、有価証券報告書、営業のご報告、株主総会招集ご通知、その他東京証券取引所にて開示している適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示については経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令に則り、お客様・取引先・株主等ステークホルダーに有用である情報を適時適切に開示することを基本方針としております。
その他	当社取締役・使用人が法律上疑義のある行為等について直接通報するための「アルテック・ホットライン」を開設しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款および社会規範に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスに係る体制を構築するとともに、その推進のための基本的事項を規定する。また、「コンプライアンス・マニュアル」「社内通報規程」等を制定し、誠実かつ実践的に運用する体制とする。
 - ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会(社外弁護士を含む。)を設置し、コンプライアンスに係る体制の整備を行うとともに、社員研修等を通じて社内の法令遵守に対する意識の強化を行う。
 - ・法令遵守上疑義のある行為等について取締役および使用人が直接通報を行う社内通報制度として、社内および社外専門機関に「アルテック・ホットライン」を設置し運営する。公益通報者保護法に則り、「社内通報規程」を制定し、通報に際して通報者に不利益がないことを確保する。
 - ・「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、取締役および使用人を対象に内部者取引や下請法等についての教育・研修を実施し、法令遵守の意識を高め、法令違反を未然に防ぐ取り組みを行う。
 - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係をもたず、不当請求等には毅然とした態度で臨む。「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力に利益供与を一切行ってはならないとの行動規範を定めている。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役は、その職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、「文書管理規程」に基づき、保存・管理するものとする。
 - ・上記に定める文書等は、取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社およびグループ各社のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスクを未然に防ぐ体制を構築する。
 - ・取締役会は、リスクの分析および評価を行い、経営判断の重要な材料とする。
 - ・危機が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき対策本部を設け、迅速かつ適切な対処・解決を図る。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともに、「職務権限規程」を整備し、業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にする。
 - ・取締役会は、原則として毎月、月次会議で発表された計画達成状況をもとに、その進捗状況を把握するとともに、計画達成に向けての対応について検討する。
- e. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社およびグループ各社における業務の執行が法令、定款および社会規範に適合することを確保するための諸施策に加え、当社とグループ各社との間の内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
 - ・取締役会は、当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制として、当社およびグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - ・内部監査室は、当社およびグループ各社の法令遵守および業務全般にわたる内部統制の有効性等を監査し、その結果を適宜代表取締役等に報告するものとする。
 - ・監査役は、連結経営に対応した当社およびグループ各社の監視・監査を行い、必要に応じて提言・助言を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任するものとする。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の当該使用人に対する指揮命令権や当該使用人の人事評価等について、監査役の意見を尊重する。
- h. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および使用人は、監査役からの要請に応じて下記の事項を報告する。
 - ・取締役または使用人の行為が、当社およびグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正、または法令・定款違反等。
 - ・「アルテック・ホットライン」を利用して通報のあった事項。
 - ・当社およびグループ各社における重要な決定事項、月次報告、業務執行状況、重大な訴訟の提起等。
 - ・内部監査室が実施した内部監査の結果に基づく指導事項等。
- i. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う体制とする。
 - ・監査役は取締役会の他、重要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べることができる。また、決裁書等の重要書類の閲覧を通じて会社の経営全般の状況を常時把握できる体制とする。
 - ・監査役は、会計監査人、子会社監査役、内部監査室等と連携し、情報の交換を緊密に行い、監査の効率化と質的向上を図る。
 - ・監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1. a.の記載のとおりとなります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

当社は、平成17年11月7日開催の取締役会決議により、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を導入しました。
平成20年2月26日開催の取締役会の決議において継続が承認され、その有効期間は平成21年2月の定時株主総会決議後の取締役会開催日までとなっておりました。
その後、平成21年2月25日に開催した取締役会において、有効期間満了後は当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を継続しないことを決議いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

- 1) 当社は、お客様・取引先・株主等ステークホルダーに当社の企業価値を適正に評価していただくため、かつ経営の透明性を確保するため、適時適切な情報開示に取り組んでまいります。
- 2) 会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」や「有価証券上場規程施行規則」等に則り、開示義務とされる情報を開示いたします。また、開示義務でない情報であってもステークホルダーにとって有用と判断したものについては、積極的に開示いたします。
- 3) ステークホルダーの判断に大きな影響を及ぼすと考えられる決定事実、発生事実などの情報の開示は迅速に行うとともに、ステークホルダーに公平に伝達されるよう努めます。
- 4) 開示情報の内容については、正確性、明瞭性、継続性を重視いたします。
- 5) 開示した情報に対するステークホルダーからの声を社内で共有し、適切に経営に反映させるよう努めます。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の開示までのプロセスは次のようになっております。

1) 会社情報の集約

「決定事実」

取締役会（原則として毎月1回開催）・経営会議（原則として毎週1回開催）で決定した事項について、情報取扱責任者は開示を検討する。

「決算に関する情報」

- ・通期および四半期の決算短信等は、経理部が資料を作成する。
- ・情報管理責任者を通じて代表取締役へ報告され、経理担当役員が経営会議・取締役会で説明する。

「発生事実」

- ・発生事実の発信者が直接に、または発信者から情報を受領した事業部長が情報管理責任者へ報告する。
- ・情報管理責任者は情報の重要性を判断した上で、代表取締役に報告する。
- ・経営会議・取締役会への付議事項と判断した場合は、直近の会議の議題とし、対策を検討する。

子会社の「決定事実」「決算に関する情報」「発生事実」

- ・当社「関係会社管理規程」に則り、派遣取締役または各法人の代表取締役が関係会社管理を担当する経理部へ報告する。
- ・経理部は、情報を整理し、重要度・緊急度の高いものから順に情報管理責任者に報告する。
- ・情報管理責任者は情報の重要性を判断した上で、代表取締役に報告する。
- ・経営会議・取締役会への付議事項と判断した場合は、直近の会議の議題とし、対策を検討する。

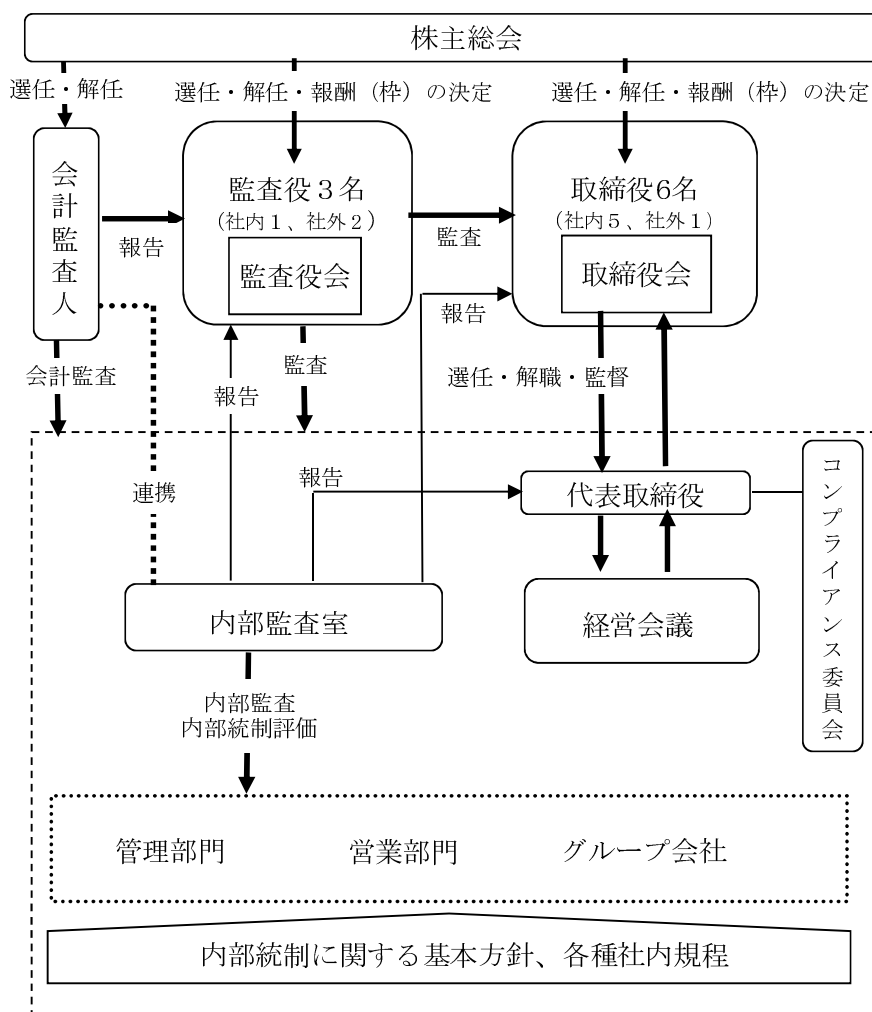
2) 開示の要否の検討

- ・「決算に関する情報」については、経理部が開示内容を決定する。
- ・「決定事実」「発生事実」については、経理部が、東証の開示要件に該当するかを検討する。また、該当しない場合でも、ステークホルダーにとって有用な情報かどうかの観点から、開示を検討する。
- ・開示の検討や開示文案作成にあたり、外部専門家（会計監査人、弁護士等）に確認や助言を求めることもある。

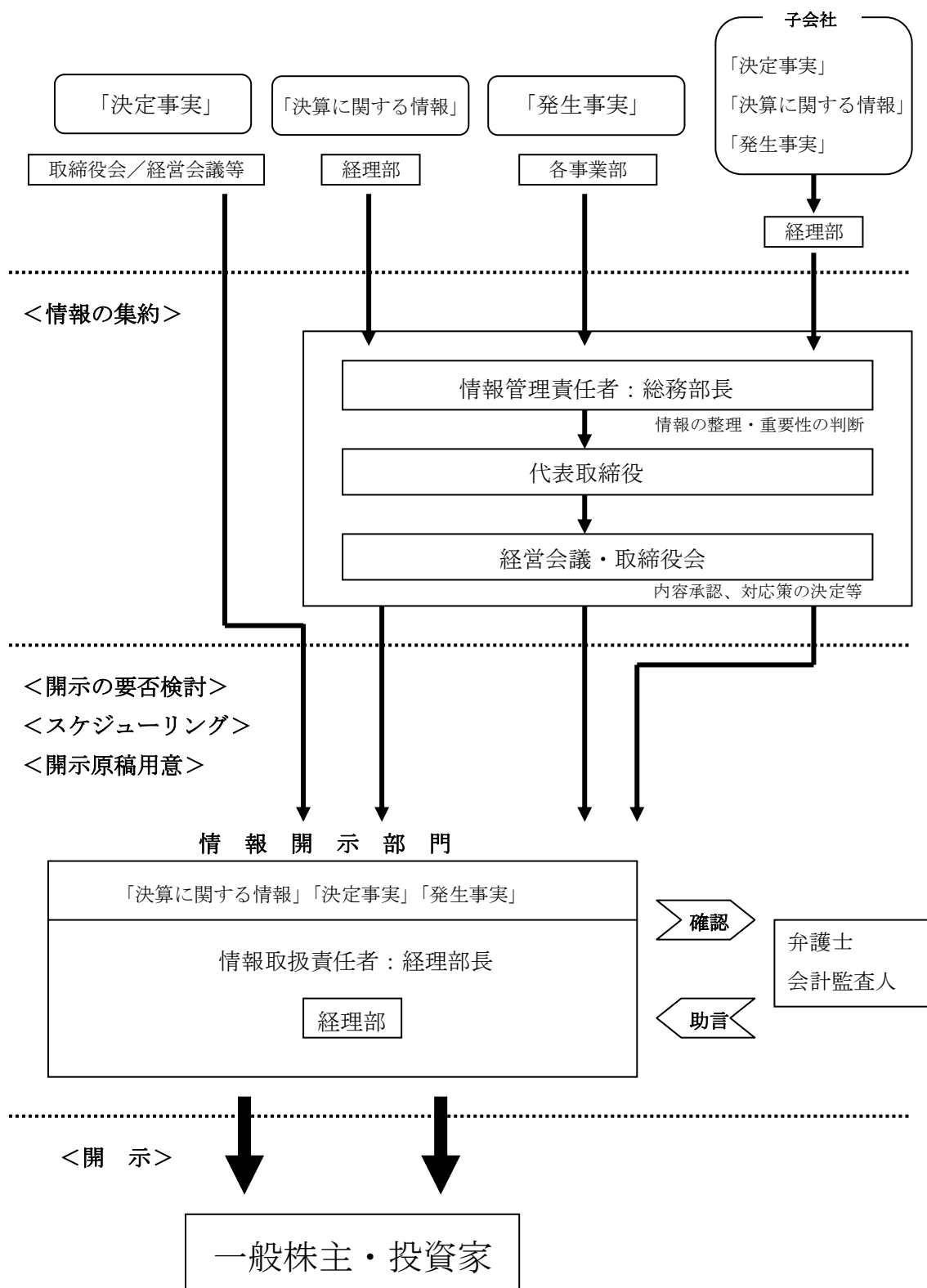
3) 開示手続

- ・経理部は情報取扱責任者から「決算に関する情報」「決定事実」「発生事実」についての開示の指示を受け、東証への開示手続き（TDnet、Target、記者クラブへの資料投函）を行う。

(コーポレート・ガバナンス体制)



(適時開示体制)



- ・ 東証への適時開示 (TDnet, Target, 記者クラブへの資料投函等)
- ・ 当社 HP への掲載
- ・ 他メディア 取材対応等